

国土交通省海洋の利用に関する技術開発推進本部の設置について

1. 趣旨

四面環海の我が国にとって、海洋は無限の可能性を秘めたフロンティアであり、海洋の開発・利用は我が国の経済社会の基盤の確立につながるものであることから、海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）において、関係者が一層連携・協力しながら海洋に係る施策に取り組むとされており、総合的かつ計画的に実施すべき施策の1つとして「海洋科学技術に関する研究開発の推進」が掲げられているところである。

このため、国土交通省に「国土交通省海洋の利用に関する技術開発推進本部」を設置し、海洋の開発・利用に係る技術開発を総合的かつ一体的に推進することとする。

2. 体制

本部の構成員は、次の通りとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

本部長	国土交通大臣
本部長代理	国土交通副大臣及び国土交通大臣政務官
副本部長	事務次官、技監、国土交通審議官及び技術総括審議官
構成員	大臣官房長、総括審議官、技術審議官、総合政策局長、国土政策局長、土地・建設産業局長、水管理・国土保全局長、海事局長、港湾局長、航空局長、国際統括官、国土技術政策総合研究所長、国土地理院長、気象庁長官、海上保安庁長官

本部の下にワーキンググループを設け、産業界・研究機関等の声を反映しつつ、関係部局間の具体的な調整・連携を図ることとする。

3. 庶務

本部の庶務は、大臣官房技術調査課、総合政策局海洋政策課及び総合政策局技術政策課において、関係部局の協力を得て処理する。

4. その他

上記に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。